

令和7年2月28日

## 輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和6年度における輸入数量等

関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和6年度の初日から令和7年1月31日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量(協定対象外輸入数量)を下記のとおり公表する。

### 記

項	概要	上段:輸入基準数量	上段:輸入数量	差分
		下段:協定対象外 輸入基準数量	下段:協定対象外 輸入数量	
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
2	飲用乳	100 トン	71 トン	29 トン
		100 トン	71 トン	29 トン
3	クリーム	66 トン	36 トン	30 トン
		40 トン	15 トン	25 トン
4	粉乳類	22,479 トン	23,484 トン	超過済
		19,052 トン	18,295 トン	757 トン
5	無糖れん乳	1,995 トン	948 トン	1,047 トン
		1,996 トン	948 トン	1,048 トン
6	加糖れん乳	30 トン	149 トン	超過済
		30 トン	19 トン	11 トン
7	ヨーグルト	13 トン	12 トン	1 トン
		13 トン	12 トン	1 トン
8	バターミルク	18 トン	21 トン	超過済
		18 トン	21 トン	超過済
9	ホエイ及び調製ホエイ	52,824 トン	40,829 トン	11,995 トン
		43,262 トン	30,423 トン	12,839 トン
10	その他の乳製品	11,718 トン	5,677 トン	6,041 トン
		5,441 トン	2,715 トン	2,726 トン
11	バター	15,620 トン	13,678 トン	1,942 トン
		12,207 トン	11,542 トン	665 トン
12	豆類	74,764 トン	53,646 トン	21,118 トン
		33,610 トン	26,011 トン	7,599 トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,432,032 トン	4,343,810 トン	1,088,222 トン
		5,028,748 トン	4,096,388 トン	932,360 トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,266,479 トン	994,750 トン	271,729 トン
		171,683 トン	127,978 トン	43,705 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	1,007,980 トン	611,073 トン	396,907 トン
		1,007,980 トン	611,073 トン	396,907 トン
15	コーンスターチ	3,540 トン	3,079 トン	461 トン
		3,465 トン	2,829 トン	636 トン
16	ばれいしょでん粉	9,535 トン	13,624 トン	超過済
		8,521 トン	11,429 トン	超過済
17	マニオカでん粉	156,823 トン	90,006 トン	66,817 トン
		156,113 トン	88,969 トン	67,144 トン
18	サゴでん粉	20,008 トン	14,767 トン	5,241 トン
		7,223 トン	14,767 トン	超過済
19	その他のでん粉	1,601 トン	1,524 トン	77 トン
		1,458 トン	1,444 トン	14 トン
20	イヌリン	3,131 トン	1,678 トン	1,453 トン
		72 トン	61 トン	11 トン
21	落花生	32,326 トン	25,000 トン	7,326 トン
		18,405 トン	14,304 トン	4,101 トン
22	こんにゃく芋	189 トン	5 トン	184 トン
		189 トン	5 トン	184 トン
23	ミルク調製品	9,208 トン	4,841 トン	4,367 トン
		2,553 トン	1,136 トン	1,417 トン
24	でん粉調製品	667 トン	1,542 トン	超過済
		469 トン	770 トン	超過済
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	4,765 トン	1,974 トン	2,791 トン
		1,788 トン	693 トン	1,095 トン
27	調製食用脂	17,432 トン	7,914 トン	9,518 トン
		1,942 トン	946 トン	996 トン
28	繭	2.0 トン	1.4 トン	0.6 トン
		2.0 トン	1.4 トン	0.6 トン
29	生糸	242 トン	127 トン	115 トン
		242 トン	127 トン	115 トン

#### 【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。